

# Intellectual Property

## Newsletter No.102

### Contents

#### 特許侵害

#### 医療分野における物の発明の産業上の利用可能性及び 医師の調剤行為免責に関する法解釈を示した知財高裁大合議判決

知財高裁(特別部)令和7年3月19日判決〔豊胸用組成物事件〕

#### 審決取消

#### 原告主張の発明者性が否定された事例

知財高裁(2部)令和7年4月24日判決〔オーディオコントローラ事件〕

#### 商標法

#### 商標法4条1項6号該当性を否定した事例

知財高裁(1部)令和7年3月12日判決〔「ぼんちゃん」事件〕

#### お知らせ

### 事務所NEWS / 執筆情報

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 特許侵害

医療分野における物の発明の産業上の利用可能性及び  
医師の調剤行為免責に関する法解釈を示した知財高裁大合議判決

重富 貴光

PROFILE [はこちら](#)

知財高裁(特別部)令和7年3月19日判決(令和5年(ネ)第10040号)裁判所ウェブサイト  
(豊胸用組成物事件)

## 1 事案の概要

本件は、発明の名称を「皮下組織および皮下脂肪組織増加促進用組成物」とする特許(特許5186050号。「本件特許」)を有するXが、医師Yに対し、Yがクリニックにて豊胸手術等の美容医療サービスを提供するにあたり、血液豊胸手術に用いるために複数の薬剤を調合して一の薬剤としたことが本件特許の侵害に当たるとして、損害賠償等を求めた事件です。原審<sup>1</sup>は、Yが本件特許の技術的範囲に属する薬剤を製造したとは認められないとしてXの請求を棄却しました。控訴審裁判所は、特許法105条の2の11に基づく第三者意見募集を実施し、5名の裁判官からなる大合議体判決(大合議判決)をしました。控訴審裁判所は、Xの請求を棄却した判決を取り消し、Yに対し本件特許を侵害したことについて損害賠償を命じる判決をしました。本件では、医療分野における物の発明の産業上の利用可能性要件(特許法29条1項柱書)及び医師の調剤行為免責(特許法69条3項)の適用範囲を含め、医薬・医療分野の特許問題に関して注目すべき法律判断がされています。本稿では第三者意見募集の意見募集事項とされた争点を中心に紹介・コメントします。

## 2 本件発明及び主な争点

本件発明<sup>2</sup>は「自己由来の血漿、塩基性線維芽細胞増殖因子(b-FGF)及び脂肪乳剤を含有してなることを特徴とする、豊胸のために使用する、皮下組織増加促進用組成物。」というものです。

第三者意見募集の意見募集事項とされ、判断がされた主な争点は以下のとおりです。

①本件発明は「産業上利用することができない発明」(特許

法29条1項柱書)についてされたものとして特許無効審判により無効とされるべきものか。

②本件発明は「二以上の医薬(人の病気の診断、治療、処置又は予防のために使用する物をいう。)を混合することにより製造されるべき医薬の発明」(特許法69条3項)に当たるか。

## 3 裁判所の判断

控訴審裁判所は、証拠等に基づき、Yが血液豊胸手術に用いるために本件発明の実施に係る組成物を製造したと認定しました。そのうえで、控訴審裁判所は、上記2の各争点に関し、以下のとおり判断しました(下線は筆者が付したものです)。

## 争点①

- ▶ 特許法29条1項柱書は、本件発明のような豊胸のために使用する組成物を含め、人体に投与する物につき、特許の対象から除外する旨を明示的に規定してはいない。
- ▶ 昭和50年特許法改正により、「医薬(人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下同じ。)又は二以上の医薬を混合して一の医薬を製造する方法の発明」を特許を受けることができない発明とした規定は削除され、人体に投与することが予定されている医薬の発明であっても特許を受け得ることが明確にされたというべきである。
- ▶ 本件発明の「自己由来の血漿」は、被施術者から採血をして得て、最終的には被施術者に投与することが予定されているが、人間から採取したものを原材料として医薬品等を製造する行為は、必ずしも医師によって行われるものとは限らず、採血、組成物の製造及び被施術者への投与が、常に一連一体とみるべき不可分な行為であると

<sup>1</sup> 東京地裁(46部)令和5年3月24日判決(令和4年(ワ)第5905号)

<sup>2</sup> 本件特許の請求項4記載の発明のうち、請求項1記載の発明を引用する発明。

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

はいえない。むしろ、再生医療や遺伝子治療等の先端医療技術が飛躍的に進歩しつつある近年の状況も踏まえると、人間から採取したものを原材料として医薬品等を製造するなどの技術の発展には、医師のみならず、製薬産業その他の産業における研究開発が寄与するところが大きく、人の生命・健康の維持、回復に利用され得るものでもあるから、技術の発展を促進するために特許による保護を認める必要性が認められる。そうすると、人間から採取したものを原材料として、最終的にそれがその人間の体内に戻されることが予定されている物の発明について、そのことをもって、これを実質的に「方法の発明」に当たるとか、一連の行為としてみると医療行為であるから「産業上利用することができる発明」に当たらないなどということとはできない。

#### 争点②

- ▶ 特許法69条3項は、「二以上の医薬(人の病気の診断、治療、処置又は予防のため使用する物をいう。以下この項において同じ。)を混合することにより製造されるべき医薬の発明」を対象とするところ、本件発明に係る組成物は「豊胸のために使用する」ものであって、その豊胸の目的は、本件特許の明細書の記載に照らしても、主として審美にあるとされている。本件特許の明細書のほか、現在の社会通念に照らしてみても、本件発明に係る組成物は、人の病気の診断、治療、処置又は予防のいずれかを目的とする物と認めることはできない。
- ▶ 一般に「病気」とは、「生物の全身または一部分に生理状態の異常を来し、正常の機能が営めず、また諸種の苦痛を訴える現象」、「生体はその形態や生理・精神機能に障害を起こし、苦痛や不快感を伴い、健康な日常生活を営めない状態」という意味を有する語であって、主として審美を目的とする豊胸手術を要する状態を、そのような一般的な意味における「病気」ということは困難であるし、豊胸用組成物を「人の病気の…治療、処置又は予防の

ため使用する物」ということも困難である。

- ▶ 特許法69条3項の趣旨は、「医薬」の調剤は、医師が、多数の種類の医薬の中から人の病気の治療等のために最も適切な薬効を期待できる医薬を選択し、処方せんを介して薬剤師等に指示して行われるものであり、医療行為の円滑な実施という公益の実現という観点から、当該医師の選択が特許権により妨げられないよう図ることにあると解される。しかるところ、少なくとも本件発明に係る豊胸手術に用いる薬剤の選択については、このような公益を直ちに認めることはできず、上記のとおり一般的な「病気」の語義を離れて、特許権の行使から特にこれを保護すべき実質的理由は見当たらないというべきである。
- ▶ したがって、本件発明は、「二以上の医薬を混合することにより製造されるべき医薬の発明」には当たらない。

#### 4 コメント

控訴審裁判所は、争点①に関し、本件発明に係る組成物の他、医薬のように人体に投与する「物」の発明について、人体に投与されることが予定されていることをもって「産業上利用することができる発明」に当たるとして無効とされるべきものとはいえず、産業上の利用可能性要件を充足するとの法的判断を示しました。判断理由の1つとして、再生医療や遺伝子治療等の先端医療技術の進歩状況を踏まえつつ、製薬産業等による人の治療用の医薬の研究開発の促進及び特許による保護の必要性を挙げていることは注目されます。控訴審裁判所の判断は、医薬のように人体に投与する「物」の発明は産業上の利用可能性要件を充足することを明確に示したものと評価できます。

控訴審裁判所は、争点②に関し、本件発明に係る組成物は、主として審美に関わる豊胸を目的とする物であって特許法69条3項の「人の病気の診断、治療、処置又は予防のいずれかを目的とする物」とは認められないと判断し、医師による調剤行為がすべからず免責を受けるものではない考え方を示し

次ページへ続く ▼

ました。また、控訴審裁判所は、特許法69条3項の趣旨として、医師が人の病気の治療等のために医薬を選択し、処方せんを介して薬剤師等に指示して行う「医薬」の調剤行為には特許権の効力を及ぼさないとすることにより、医師の医薬選択を保障することであると判示しました。この判示は、医師の選択が特許権により妨げられないようにすることを述べるものですが、従前の裁判事案<sup>3</sup>で争われた組み合わせ医薬発明<sup>4</sup>の実施(生産・使用)該当性、実施主体及び特許法69条3項による免責の可能性・範囲等は依然として未解明の問題です。医師の医薬選択が介在する事案において、医薬発明に係る特許権の効力がいかなる場合にどのような基準で及ぶかについては、今回の大合議判決を踏まえつつ、更なる議論及び裁判例の蓄積が待たれます。

<sup>3</sup> 大阪地裁(26部)平成24年9月27日(平成23年(ワ)第7576号・7578号)[ピオグリタゾン組み合わせ医薬特許事件]。

<sup>4</sup> 例として「医薬Aと医薬Bとを組み合わせる●●治療用医薬」という医薬発明が挙げられます。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 審決取消

## 原告主張の発明者性が否定された事例



手代木 啓

PROFILE [はこちら](#)

知財高裁(2部)令和7年4月24日判決(令和5年(行ケ)第10078号)裁判所ウェブサイト  
〔オーディオコントローラ事件〕

## 1 事案の概要

本件は、発明の名称を「オーディオコントローラ、超音波スピーカ、オーディオシステム、及びプログラム」とする特許(第6329679号。「本件特許」)について、原告Xは、その代表取締役Cを含むCらが本件特許に係る発明(「本件発明」)の発明者であり、原告がCらから特許を受ける権利を承継しているとして、被告Yがその代表取締役であるAらのみを発明者として出願された本件特許には、冒認の無効理由(特許法123条1項6号)又は共同出願違反の無効理由(特許法38条及び123条1項2号)が存在するとして、無効審判を請求した事案です。特許庁は、原告の無効審判請求は成り立たないとの審決をしたため、原告が同審決の取消しを求めたのが本件訴訟となります。

## 2 争点とこれに対する裁判所の判断

本件の争点は、上記のとおり、本件発明の発明者の認定です。まず裁判所は、特許法における「発明者」について、以下のような一般的な規範を述べています。

・発明者とは、当該発明における技術的思想の創作、とりわけ従前の技術的課題の解決手段に係る発明の特徴的部分の完成に現実に関与した者、すなわち当該発明の特徴的部分を当業者が実施することができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成する創作活動に関与した者を指すものと解される。

そのうえで、裁判所は、本件特許の特許請求の範囲の記載及び明細書の記載に基づき概要以下のとおり本件発明の「特徴的部分」を認定しています。

・複数のスピーカから構成されるオーディオシステムにおいては、従来、各スピーカをリスナの周囲に配置する必要があることからオーディオシステムの使用環境に制約

があった。

- ・本件発明は、可聴音の音波形に沿って変調した超音波が空气中を伝わると可聴音を発生させるという周知技術を前提に、オーディオコントローラにより任意の位置に波形が揃う焦点位置を定めることを可能にすることにより上記の課題を解決するものである。
- ・したがって、本件発明の特徴的部分は「オーディオ信号に基づいて、各超音波トランスデューサを個別に制御するための制御信号を生成し、且つ、少なくとも1つの焦点位置で集束する位相差を有する超音波を各超音波トランスデューサが放射するように、前記制御信号を、各超音波トランスデューサに出力する制御手段を備える」という部分である。

そして、誰が本件発明の発明者であるかの判断において、裁判所は以下のとおり詳細な事実認定を行っていません。なお、前提として、Aらは平成27年4月以前に、超音波集束装置により超音波を集束させた任意の場所から意図的に音を発生させてスピーカとして用いることも可能であるとの着想を得て、空中超音波集束装置である本件実験機を製作しており、その後同年11月までにYの前身である会社がXに対して本件実験機の製品化を依頼し、Cらが本件試作機を製作したという経緯があります。このような経緯から本件では、発明の技術的思想を着想した主体という点での「発明者」該当性よりも、着想を具体化した主体という点での「発明者」該当性に焦点が当てられています。

- ・本件実験機はYの前身である会社がXに本件試作機の開発を依頼するより前に製作されていた。
- ・本件実験機は各超音波トランスデューサから放出される超音波を一定の任意の位置に集束させるものであり、か

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

つ、本件実験機の取扱説明書の記載から、本件実験機は焦点位置で可聴音を発生させることができたものであると認められる。

- ・他方で、本件試作機には、焦点位置での可聴音の音質を向上させる機能が搭載されていたが、発振した超音波を焦点に集束させるための位相制御のプログラムは搭載されていなかった。

上記を前提に裁判所は、Aらが製作した本件実験機により、本件発明の「特徴的部分」は当業者が実施することができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成されており、本件発明は完成していたとして、本件発明の発明者はAらであると認定しました。Cらが製作した本件試作機については、上記のとおり可聴音の音質向上等の本件発明とは別の課題を解決したものといえる可能性はあるとしつつ、本件発明の課題を解決したとはいえないとして、Cらは本件発明の発明者には当たらないとしました。

### 3 まとめ

本判決は、特許法における「発明者」該当性について、一般的な規範を示したうえで、本件発明の「特徴的部分」を特許請求の範囲の記載及び明細書の記載から検討し、認定した「特徴的部分」がどの時点で具体的・客観的に構成されたのかを、詳細な事実認定に基づき判断しています。

新たな技術の創出に複数の者が関与している場合に、誰が当該技術の発明者に該当するかは実務上もしばしば問題になる重要な論点ですが、一般的な規範、すなわち発明者とは「当該発明の特徴的部分を当業者が実施することができる程度にまで具体的・客観的なものとして構成する創作活動に関与した者」であるという基準のみでは、具体的な状況における判断が難しい場合もあるかと思えます。

本判決は事例判断ではありますが、対象となる特許発明の「特徴的部分」の認定手法や、発明が完成したと判断されるまでの過程や考慮された証拠等が示されている点で、

今後の実務の参考になるものと考え、ご紹介させていただきました。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターの上に依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

## 商標法

## 商標法4条1項6号該当性を否定した事例

知財高裁(1部)令和7年3月12日判決(令和6年(行ケ)第10090号)裁判所ウェブサイト  
〔「ぼんちゃん」事件〕

池田 幸来子

PROFILE [はこちら](#)

## 1 事案の概要

本件は、「ぼんちゃん」の文字を標準文字で表してなる商標(「本願商標」)につき、指定商品を第9類及び第16類とする商標登録出願(「本願」)をした原告(X)が、本願の拒絶査定に対する不服審判請求をしたところ、特許庁がこれを不成立とする審決(「本件審決」)をしたことから、Xが、特許庁(Y)を被告とし、本件審決の取消しを求めた事案です。

本願の拒絶査定理由の一つは、本願商標が、群馬県館林市の観光マスコットキャラクター(「引用キャラクター」)である「ぼんちゃん」を認識させるものであり、「国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関、公益に関する団体であって営利を目的としないもの又は公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章であって著名なものと同一又は類似の商標」(商標法4条1項6号)に該当するというものでした。

## 引用キャラクター



Xは、上記拒絶査定に対する不服審判請求をしましたが、特許庁は、以下の理由から、本願商標は商標法4条1項6号に該当すると判断し、Xの請求を不成立とする本件審決を下しました。

- ▶ 館林市は地方公共団体の一つであって、同市が行う観光振興に関する事業は、「公益に関する事業であって営利を目的としないもの」である。
- ▶ 商標法4条1項6号の著名性の地理的範囲は、必ずしも全国的な需要者の間にまで求められるものではなく、そ

の団体又は事業の地域性を考慮して判断されるべきである。

- ▶ 認定した事実関係によれば、引用キャラクターの愛称である「ぼんちゃん」(「引用標章」)は、少なくとも群馬県及びその周辺において広く認識されているといえる。館林市の観光振興を目的として作成され、使用されていることも考慮すると、引用標章は、「著名なもの」といえる。

本件では、①本件審決における商標法4条1項6号該当性についての認定判断の誤りの有無及び②同法15条の2の規定違反(手続違背)の有無が争点となりました。裁判所は、このうち①について、本件審決の判断に誤りがあると判断し、Xの請求を認容(本件審決の取消し)しました。本稿では、同法4条1項6号該当性についての裁判所の判断をご紹介します。

## 2 裁判所の判断

裁判所は、引用標章は、「公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章」に当たるとは認められるものの、商標法4条1項6号にいう「著名なもの」に当たらないとして、本願商標の同号該当性を否定し、本件審決の判断に誤りがあると判断しました。

## (1)「公益に関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章」について

裁判所は、引用キャラクターが平成22年1月に館林市の観光マスコットキャラクターとして作成され、その愛称である「ぼんちゃん」(引用標章)とともに、館林市及び館林市観光協会によって、観光振興事業のために種々の方法により利用されていると認定し、引用標章を付した物品が有償で販売されている事実等を考慮しても、引用標章は、「公益に

[次ページへ続く](#) ▼

本ニュースレターの発行元は弁護士人大江橋法律事務所です。弁護士人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

関する事業であって営利を目的としないものを表示する標章」に当たると認められると判断しました。

## (2)「著名なもの」について

本件では、著名性の認定に当たり、団体や事業の地域性を考慮し、地理的範囲を限定して考慮する余地があるかが争点となったところ、裁判所は、この点について以下のとおり判断しました。

- ▶ (商標法4条1項6号)の趣旨は、同号に掲げる団体の公益性に鑑み、その権威、信用を尊重するとともに、出所の混同を防いで取引者、需要者の利益を保護することにあると解される。このような趣旨に照らすと、同号にいう「著名なもの」というために、必ずしも、日本全国において広く知られていることを要するものとまでは解されない。すなわち、同号に掲げる団体や事業の地域性を考慮して、著名性の認定に当たり、地理的範囲を限定して考慮する余地があるといえる。
- ▶ 他方、同号に掲げる団体や事業を表示する標章は極めて多数にわたるために、同号は、対象となる標章を「著名なもの」と限定しているのであって、商標法上の他の規定(例えば、商標法4条1項8号)と完全に整合的に解すべき必要まではないが、少なくとも「著名」の字義に反するような解釈をすることは相当でない。このことは、著名性の地理的範囲についても同様であって、公益事業等を示す標章として特定の地域でのみ知られている標章と同一又は類似する商標の登録を禁止するとなると、本来であれば一般的に認められるべきはずの、商標権を取得して全国的に当該商標を使用する権利を過度に制約することになりかねない。
- ▶ 以上によると、商標法4条1項6号にいう「著名なもの」というためには、同号に掲げる団体や事業の地域性に照らし、必ずしも日本全国にわたって広く認識されている必要はないが、なお相応の規模の地理的範囲において広く認

識されていることを要するものと解するのが相当である。

裁判所は、上記の判断方法を示した上で、本件の認定事実からすれば、引用標章は、相応の規模の地理的範囲において広く認識されているとはいえず、「著名なもの」には当たらないと判断しました。本件の認定事実及びその評価は以下のとおりです。

- ▶ 各種の公的な文書への掲載等といった引用キャラクターの使用実績は、基本的に館林市民や館林市を訪問する観光客等に向けられたものにとどまる。
- ▶ 県外で開催された催事への参加実績は、証拠上4件にとどまる。その他参加が認められるイベントについては、他の多数のマスコットキャラクター等と共に参加したものである。
- ▶ 新聞記事への掲載実績は、群馬県の地方紙か全国紙の地方版に掲載されたものにすぎない。
- ▶ 引用キャラクターのSNS公式アカウントのフォロワー数は、「X」が3186、インスタグラムは1931(いずれも令和4年時点)にとどまる。
- ▶ 以上の事情を総合すると、引用キャラクター及び引用標章の館林市外への露出は散発的かつ限定的であり、群馬県と館林市の人口からしても、群馬県及びその周辺において広く認識されているとすら認めるに至らない。

## 3 まとめ

本判決は、商標法4条1項6号にいう「著名なもの」の該当性について、同号に掲げる団体や事業の地域性に照らし、必ずしも日本全国にわたって広く認識されている必要はないものの、相応の規模の地理的範囲において広く認識されていることを要するとの判断を示しました。本判決において、「相応の規模の地理的範囲」がどの範囲かについては具体的に明示されていませんが、出願商標の同号該当性の判断や引用標章の著名性の判断について参考になると思い、紹介した次第です。

[目次へ戻る](#)



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。



## 事務所NEWS

### ALB IP rankings 2025にて 当事務所の知的財産グループは高い評価を得ました



トムソンロイター社出版のAsian Legal Business(ALB)2025年5月号のALB IP Rankings 2025において、当事務所はJapan部門において、9年連続の高い評価(Tier 2)を得ました。

Asian Legal Businessのウェブサイトはこちらからご覧いただけます



## 執筆情報のご案内

### 「対象行為を全体としてみて実質的に日本国内における発明実施に当たると評価されるときは 特許権の効力が及ぶと判断した最高裁判決」

執筆者 重富貴光

書籍名 NBL 1290号

出版日 2025年5月15日

出版社等 株式会社商事法務

### 「こんなときどうする? 「詐称・虚偽・想定違い」の現場対応ー共同開発案件における想定違いー」

執筆者 重富貴光

書籍名 ビジネス法務 7月号 (Vol.25 No.7)

出版日 2025年5月21日

出版社等 株式会社中央経済社

目次へ戻る



本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。